

一八世紀プロイセンにおける教育構造の分析(II)

——特に東プロイセン私領地区域の教育史的研究——

増 井 三 夫*

(要 旨)

一見無意識的に織りなされているかのように映る私領地区域の世界の外被を取り除いてみると、われわれの目前に現われてくるものは人格的服従関係の再生産構造の姿である。本節は直営地賦役体制のかかる構造の剔出を試みたものである。分析の結果、直営地賦役体制における労働過程、管理過程及び家父長的関係が一八世紀プロイセン隷民に固有な行動類型を世代を貫いて再生産する装置となっていた、という結論を取りまとめることができる。われわれはこの装置を家父長制的教育体制と措定することができる。

KEY WORDS

Patriarchalisch = erzieherische Verfassung 家父長制的教育体制
Verwaltungsprozess 管理過程

Arbeitsprozess 労働過程
Gnädig = pietätliches Verhältnis 恩恵—恭順関係

目 次

序 論

- 一 領主—農民関係とその教育史的意義
- (一) 領主—農民関係
- (二) 直営地賦役体制と強制僕婢奉公 (以上第六巻)
- (三) 家父長制的教育体制 (本巻)

二 共同体教育体制

- (一) 共同体の「完結性」
 - (二) 共同体の教育的規制力
- 総 括

* 教育基礎講座

(三) 家父長制的教育体制

[1] 一八世紀末カマーベツィルクケーニヒスベルクの全経営面積に占める貴族領の割合はR・リヒター(一八〇〇年)¹⁾及びFr・W・ヘニング(一七八五年)²⁾ともに四二・二%と算定している。第一表より貴族領における賦役農民の構成比をみると全体で九三%を占め、うち世襲隷民は五八%である。但し、ここで非世襲隷民の実態を明らかにしておかなければならない。オーバーラントのハウプトアムトオステローデの事例に則してこれを検討してみよう。第二表は一七四九年ケーニヒスベルク軍事・御料地庁の報告に基づく当地域の農民構成である。これによると、六三%が世襲隷民、一三%が非世襲隷民に該当する。次に、世襲か非世襲かの報告のない二四%を含めて賦役農民、貨幣地代給付農民の分類でみると、前者は六九%、後者は三一%である。実はヘニングの別の分析によると、前者の六九%は第一表の世襲隷民、後者の三一%は非世襲隷民に該当している。従って、第一表の非世襲隷民は貨幣地代給付農民と考えてよい。貴族領の租税台帳では、高率貨幣地代給付農民は賦役農民に一括されており、単なる呼称上の相違にすぎなかったとみられている。しかし賦役についても両者の間に実質的な差異はなかったであろうか。これを史実に則してかなり具体的に検討してみよう。

A オーバーラント——ハウプトアムトゾルダウ 一〇四人の賦役農民(完全農民二八人、半農民・ゲルトナー七六人)と一人の貨幣地代給付農民が存在する。この内年間賦役日数六一五〇〇日が八六%、二五一五〇〇日が五三%を占め、賦役負担は非常に

高い。以下でそれを更に具体的にみてみよう。

完全農民二八人の内三人は夏季週六日、冬季週五日(但し、このグループは一八世紀中頃に週一日となり殆ど賦役から解放される)、二人は夏季週五日、冬季週四日、共に馬二頭と他二人を伴って畜役をする、八人は夏季五日、四人は夏・冬季週四日(共に二人を伴う)、一人は夏季週四日(他に一人を伴う)それぞれ賦役を負う。このように、完全農民の賦役日数は夏季週四—五日となっている。七六人の半農民とゲルトナーもこの賦役日数に従う(但し、他に一二人を伴う)。一方、貨幣地代給付農民一人についてみると、五人は年間七日の賦役を負い、それ以外の六人は完全に賦役から解放されている。

一日の賦役時間は全ての賦役について六時間(夏季九—一五時、冬季一〇—一六時)である。また賦役に当って随伴しななければならぬ労働力は、一人の場合年長息子である下僕、二人の場合労働の種類に応じて年少の童僕か下婢となる。

以上のように、ゾルダウ貴族領では、貨幣地代給付農民は賦役を殆ど解除されているが、一方賦役農民とその子女の大多数は領直営地賦役義務を負っている。その上後者は直営地労働に週四—五日、一日六時間拘束されており、この時間がかねらの人間形成に対してもつ重みをとらうて無視することはできないであろう。

B オーバーラント——ハウプトアムトオステローデ 最初に全農民の年間賦役日数の概況を示す。三一%を占める貨幣地代給付農民の内二%は一—〇日、一九%は一—二〇日、一〇%は二—四〇日、一方、六九%を占める賦役農民はほぼ二五—一五〇〇日である。これを更に具体例で詳述してみよう。

賦役農民は通常二人を随伴して週四日の賦役義務を負う。二五人

第1表 Bransberg, Brandenburg, Rastenburg 三クライスの農民構成 1784年

ク ラ イ ス	土地所有農民	世襲小作農民	賦 役 農 民				農民合計	貴族領所 ⁽¹⁾ 有面積
			非世襲隷民		世襲隷民			
Bransberg	1	0	53	38%	87	62%	141	—%
Brandenburg	127	0	420	30	888	55	1,435	67.6
Rastenburg	130	2	689	38	986	62	1,807	79.5
総 計	258	2	1,162	(35)	1,961	(58)	3,383	

Fr. -W. Henning, Nr. 2, S. 114. (1) *Ibid.*, S.110.

第2表

	賦 役 農 民		貨幣地代給付農民		合 計	
	人	%	人	%	人	%
世襲隷民	194	62	3	1	197	63
世襲非明農	0	0	41	13	41	13
民	23	7	54	17	77	24
合 計	217	69	98	31	315	100

Fr. -W. Henning, Nr. 2, S. 116.

はこの他に週五日の賦役を消化しなければならない。一五人は、その一部は週四日の畜役のみに定量化されているが、ほぼ週五日の手役（二人を随伴）義務を負う。三三人と半農民七五人は週四日（二人随伴）とこの他に一人随伴した週二日の賦役を、但し八月の收穫期には二人随伴して毎日、おこなわなければならない（三三人は畜役、七五人は手役）。一方、貨幣地代給付農民の賦役は上掲したように賦役農民に比べて遙かに少ないが、しかし年間の生産工程における重要な時期に集約されている。例えばその内の一七人の賦役は年間三日の畜役（犁耕）と九日の手役（大鎌、半月鎌、熊手の使用）からなり、耕作期及び刈取・收穫期に集中されている。また九人の賦役も年四日の犁耕、二日の馬鋤耕、一日の大鎌、二日の半月鎌、二日の熊手の各手役となっている。

一日の賦役時間は一様ではないが、平均五時間三〇分（一〇時—二時、一五時—一八時三〇分）であった。しかし、夏季には八時三〇分—日没（昼は小休憩、夕方に畑で祈る）、または九時—一二時、一五時—日没（畜役は九時—一七時）となり五時間を遙かに超える。一七四九年のケーニヒスベルク軍事・御料地庁の当地域に関する報告によると、貴族領主は賦役時間を日の入りから日没に強制変更すること企図していたが、しかし農民の反対——特にポーランドへの逃亡——が強く、これを控えていた。従って、両者の関係如何によつては八時三〇分或いは九時以前から賦役が開始されていたとも想定されよう。

オステローデでは、上述のごとく、地代給付農民を含めた農民の賦役体制は、その弛緩の徴候を若干看取しうるゾルダウに比べて、かなり鞏固であった、とみなすことができよう。しかし両ハウプトアムトで年間賦役日数二五—一五〇〇日が半数以上を占めていること

に留意するならば、オーバーラント貴族領における隸民制は一八世紀を通じて極めて厳格なものであったと確実に想定され、従って農民及びその家族の意識に対する賦役の影響力は、他のいずれの作用をも凌ぐ、最も本質的なものであった、と考えることができる。

C ナタンゲン内陸地帯 第三表はナタンゲン内陸地帯各ハウプトアムトの貴族領農民一四八一人の年間賦役日数を算定したものである(一七八四年)。ここでは、オーバーラントとは対照的に、二五一日以上の農民数は僅か五%に過ぎない——勿論各ハウプトアムトごととみると、ラストンブルク一%、バルテンシュタイン四%、バルテン一%、ゲルダウエンノルデンブルク四%のように偏差は存在する。ナタンゲン全体で二一四〇日の賦役日が二九%を占めて最も多く、しかもこの日数が平均値となっている。これもハウプトアムトごととみてみよう。ラストンブルクとバルテンシュタインでは一一四〇日が全体の五四%を占め、以下バルテン二一四〇日五九%、ゲルダウエンノルデンブルク一一四〇日四二%となっている。更に賦役から完全に解放されている割合も次に列挙してみよう。ラストンブルク一八%(内三四ha以上保有農民八一%)、バルテンシュタイン一三%(同八三%)、バルテン二%(同五〇%)、ゲルダウエンノルデンブルク一三%(同七二%)⁷⁾である(尚、全体では一三%、同七六%)。

以上の数値の関連性を、バルテンを事例にして、剔出してみよう。バルテンでは二五一日以上の賦役農民が一%とナタンゲン全体の五%を遙かに超え、更に賦役から完全に解放されている割合も二%と最も低い。従って、二五一日以上の賦役日数(≡週五日以上)の割合と賦役解放の低水準とは一定の比例的関係を有しているようであり、同時に二五一日以上の賦役日数の存在状況から隸民制の強度

が推察されよう。かかる賦役体制と隸民制との関係はオーバーラントのハウプトアムトオステローデに典型的にみられた。バルテンにおいても年間賦役日数一五〇日以上⁸⁾の世襲隸民の存在は他のハウプトアムトとは対照的な特徴であるといえよう。即ちラストンブルクの賦役日数二五一日以上一%、賦役解放農民一八%はナタンゲン中前者については最低、後者については最高となっているからである。この傾向はバルテンシュタイン、ゲルダウエンノルデンブルクの両ハウプトアムト更に沿岸地帯のシャーケンクライス(賦役解放農民三二%)⁹⁾、ブランデンブルククライス(同四〇%)¹⁰⁾で明瞭に見出される。

さて、以上の統計的事実の分析によって、一八世紀八〇年代の東プロイセン私領地区域における賦役の実態についてある程度の輪廓が浮かび上ってきたように思われる。さしあたり、そこには、何よりもわれわれの問題関心からみると、次の二点の特徴が見出される。第一点は、オーバーラントでは、年間賦役日数二五一一五〇〇日五〇%¹¹⁾が示すように、隸民制が鞏固に維持され、一方ナタンゲンでは、年間賦役日数一一四〇日五四%にみられるように、確実に賦役体制が弛緩しつつある傾向を示しているが、しかしラストンブルク、ブランデンブルク両ハウプトアムトの世襲隸民数値各五五、六二%を考慮に入れると、年間の主要な生産工程における直営地賦役体制は上記賦役日の数値より表象される程に弛緩していかなかったものと推定される、ということである。第二は、そうした直営地賦役に農夫以外にその子女が奴婢として特に補助労働に就かなければならず、このことは、当時における私領地隸民家族平均子供数三—四人¹²⁾に基づくと、隸民の家族の約半数がほぼ終日——少なくともオステローデでは農民の六五%が年間二五一一五〇〇日——直営地賦役

第3表

ホーフ規模	年間賦役日数と農民数								
	0日	1-10	11-20	21-40	41-60	61-250	251-500	591-750	農民総数
17未満 ^{ha}	10	8	14	0	3	0	0	0	35
17	22	29	33	56	5	38	8	0	191
17-34	13	71	23	42	32	19	24	0	224
34	100	71	118	249	52	140	23	3	756
34-52	14	4	19	37	0	0	0	0	74
52	26	19	46	47	42	0	0	7	187
52-69	4	0	0	1	0	0	0	0	5
69	0	0	2	3	0	1	0	0	5
69-86	0	0	4	0	0	0	0	0	4
全体	189	202	259	435	134	197	55	10	1,481
%	13	14	17	19	9	13	4	1	100

Fr. -W. Henning, Nr. 1, S. 130.

体制に拘置されることを示し、これに加えて、この僕婢には八才以上の子女が該当することを想起するならば、直営地賦役体制は隷民の人間性を決定づける精神・感情活動の形成に深刻な作用を及ぼさずにはおかなかつたとほぼ確実に推定されうる、ということである。

ところで、以上の分析に関連して、なおここで次の事実にも言及しておかねばならない。それは、賦役解放という直営地労働力構成の変化に即応して、日雇と契約雇農の増加が顕在化する、という点である。この事実はK・ベームの実証的研究⁽¹²⁾によって既にわれわれにとつて周知の事柄に属してはいるが、それを今一度ここでも再確認するために、一八〇〇年より調査された統計資料第四表をあげておこう。これによると一八世紀末に私領地経営において日雇・契約雇農の割合が半数以上を占めていることが直ちに看取される。但し、この問題を論ずる時には、日雇・契約雇農の用語及びその実態について厳密な検討が前もってなされる必要があるのだが、これについては専門研究の成果を参照していただくこととして、ここでは次の点についてのみ留意しておきたい。即ち、日雇及び契約雇農はともに隷民とは異なって人格的自由を有している⁽¹³⁾と見られているが、しかし一八世紀においては「拘置」、「緊縛」の対象になっていた⁽¹⁴⁾、ということである。先ず王領地についてみると、一七八四年三月一八日訓令⁽¹⁵⁾で契約雇農及び日雇に対する二年間の拘置⁽¹⁶⁾奉公強制が導入される。本訓令は、一七七七年宣言による奉公意業に対する体罰の公認⁽¹⁷⁾及び一七八四年一〇月二九日の公告⁽¹⁸⁾(同年九月一〇日の僕婢規制令第一章第一条付則に基づく「特別命令」)による僕婢強制奉公再導入⁽¹⁹⁾といった管区隷民に対する管理・拘置強化政策と連動しており、日雇と契約雇農は事実上管区隷民と同様の賦役体制に編入されることとなったのである。私領地についてみると、一七七三年勅令でこれまでほぼ無制限に近かつた僕婢強制奉公期間は最高五年と制限されたが、その一方で契約雇農⁽²⁰⁾は三年間の奉公義務を課せられ、更に一七九八年東プロイセンラントタークで決議された規制令では改めて日雇の労働強制が僕婢の拘置とともに決定されている。また、ALR II部七章は、周知のように、特に耕地片を保有せずに村落に定住する領主の「日雇労働者」を「被保護隷民」と称し、実質的に隷民制に編入しているのである(一一三、一一八条)。

第4表 東プロセイン農村人口構成 1804年

ク ラ イ ス	ケルマー・自由農民 a	農民・半農民 b	コセーテ c	インテロステイロイ d	*
	人	人	人	人	%
Schaaken	6	235	51	1,563	84.3
Tapiau	95	579	114	1,386	48.3
Brandenburg	48	1,457	158	3,499	67.8
Rastenburg	58	1,929	54	4,011	66.3
Braunsberg	18	188	63	422	61.1
Heilsberg	76	593	90	469	38.2
Mohrungen	75	1,678	256	3,808	65.5
Neidenburg	191	1,140	193	407	21.1
全 体	565	7,799	979	15,565	62.5
管 区 全 体	5,633	11,770	6,306	17,934	43.0

R. Stein, *op. cit.*, S. 298-301より作成
$$* \frac{d}{a+b+c+d} \times 100$$

このように、一八世紀において日雇と契約雇農は、事実上、隷民

制の体制に編入され、同時に隷民の直営地賦役過程に組み込まれていた、と考えることができる。従って、日雇と契約雇農もまた前述したあの隷民の人格形成に対する規制力の直接的影響を否応なしに受けざるをえなかつたのである。以下で、われわれはこの規制力の実体を正面から考察することにした。

[2] Ch.ガルフエの *Ueber den Charakter der Bauern und ihr Verhältniß gegen die Gutsherrn und gegen die*

Regierung, Breslau 1786. はかれの実際の見聞に基づいた、当時の直営地労働過程を描写した数少ない報告書である。その中でガルフエも、「農民」の性格形成上の最も根本的要因の一つが「賦役」にあったと指摘し、賦役→直営地労働過程の教育的機能を次のように的確に剔出ししている。「農民の賦役は、かれが教え込まれる殆ど唯一の手段である」と。ガルフエは更にかかる見解を分析的に例証しているの、それを次に、別の文献からの引証を交えて、摘要する。

賦役は「身体に耐しい単調な労働」である。その理由は、何よりもまず、かかる労働過程において、労働対象が固定された、変わることはない「ただ一つの対象」であり、そして労働手段が「変らな経験」に依存している点に在る。一般に一八世紀において私領地経営は王領地経営に比べて生産性が低く、その主要な原因は賦役労働の「能率低下」と土地利用の改善・新種導入・農業技術の改良等の対応に私領主が消極的であったことに起因する。特に周知の三圃制経営下の混在耕地制及び耕作強制が一九世紀初頭の農業改革までかかる経営改善を妨げていた。——その最も基本的な改良を次に摘記しておく。休閒地の耕地化は二年ごとのクローバー栽培と同時に葉作物と茎作物の輪作経営の導入及び耕作強制の廃止を必至化し、改良三圃制経営への移行を可能とする。穀物→葉作物の輪作は土壌を再び肥やすと同時に細土化する。特にクローバー栽培は窒素肥料を産み、休閒地収穫を高めると同時に家畜飼料の供給と厩内飼育→家畜増加→厩肥→土地改良をもたらし、生産性向上にとって決定的な意義をもった。しかし休閒地の耕地化は一八世紀末迄は緩慢で、三圃制経営が支配的であった。従って労働対象は固定され、しかも経営の仕方は経験的・機械的にならざるをえなかつたのである。

更に農業技術の状況を用具改良の側面から概観してみよう——

但し、この点に関する文献はここでは非常に限られている。一七四九年にプロイセンの実験農場たるクルマルクのザールムント管区に導入された新スキ方式が本格的な技術改良の端緒とみられているようである。この方式は従来の深さ五—一〇センチの耕作を二・五センチに深耕するものである。⁽³⁰⁾その結果、水と肥料を施す層が厚くなり、更にクレッチマンの種撒機の使用が可能となって、収穫量の増大をもたらした。この方式は一七五〇年にクルマルクのアルタンベルク管区、ボンメルンのマリーンフリース管区、マッソー管区、フリードリッヒスヴァルデ管区、コルバッツ管区、ベルンシュタイン管区、デュリッツ管区でも採用される。但し、この普及状況についてはこれ以上に知ることができない。しかし代表的な用具であるスキ、馬鍬及び地ならし機、土かき機が普及するのは一九世紀後半になってからとみられていることを考慮に入れると、深耕方式の一般的導入もこの時期に相当すると考えられる。その上、管区小作のこれらの技術・用具に関する技能についてはその導入と必ずしも照応していた分ではない。例えば、小作契約期間を従来の五年から九年更に一二、一八年に延長することを条件に小作の技能習得を奨励したが、しかしマグデブルクのツィーゾール管区では小作にとつてかかる習得が全く困難であった、と報告されている。⁽³¹⁾

一方、私領地経営に目を転ずると、ここにおける経営改良の具体的状況については、例えばクルマルクのF・E・v・ロヒョー家所領で一七六〇年にクローバー栽培・厩内飼育・夏季飼養・休閒地利用を主たる対象とする「経営合理化」が開始されている。ここでもその最大の障害が「変化を捉えることのできない」農民の思考様式にあった。⁽³²⁾但し、この「合理化」がクルマルク更に東プロイセンの他私領地経営にどの程度導入されていたかについては遺憾なが

ら全く推定さえもなしえないので、一般的に指摘されている私領主の農業技術改良に対する「批判的」及び「閉鎖的」態度を挙げておくに留めざるをえない。従って、私領地においては、「旧来の伝統的経営に基づいて思考することに慣れきってしまった」私領主及びその隷民にとつて内的にも外的にも経営改良に対する一切の刺激が遮断されていた、と考えられよう。

さて、以上素描した労働過程における労働対象の固定・不変性、労働手段の伝統的経験依存性は農民の思考形成に決定的な影響を及ぼしていると思定されるのであるが、ここではガルフェの他に二名の同時代人の言辭を援用してこの仮説を検証してみよう。

ガルフェは、農民が「ただ一つの対象にのみかわり、しかもこの対象を変らない経験」で処理する「単調な労働」が「かれらが知る全ではかれらが目で見、そして手で触ったものである」という「理解力」を形成する、と分析している。⁽³⁷⁾この直接的経験によって支配される思考形式については、他にも当時の識者によって一様に指摘されている。説教師A・ヴァーゲマンは「児童と農民は感覚的なものに従属している。何故ならばかれらにとつて感覚的なものを越えておこなう認識が欠如しているからである」とのべ、思考の直接的・直観的様式を別出している。勿論、この思考様式の背後には農民個々の経験があつて、思考は、高等宗務局官A・F・ビュシクが観察しているように、この直接的経験から逃れることはできない。従って、直観・直接的経験の再現を意味する「模倣」に「農民はよくむいて」というJ・G・クルューニッツの指摘はこの思考形式の特質を照射したものである。クルューニッツは同時に「考える、比較する、抽象するは農民に全く無関係である」とも記しているが、「模倣」と並ぶこの思考形式の具体的特徴を更にロヒョーの観察か

ら、但しM・ハイネマンの分析に基づいて、描き出してみよう。前述したように、ロヒョーはその所領経営「合理化」の障壁としてこれに対する農民の「変化」に即応できない態度をあげている。この態度は「旧き良き秩序」の維持志向を示している。従って、この秩序を壊して、例えば馬鈴薯が何故栽培されるべきか農民には理解できない。同様に、放牧地の維持が春に何故に高い収穫をもたらすか見通すことができない。但し、劣悪な放牧地が家畜の飼料確保を困難にする、その家畜の労働能力は低下する、耕作と収穫に悪影響を及ぼす、といった個別的な関係については判断することはできるが、しかしこれらの関係全体の相互作用・因果関係を洞察し、改良の方策を理解することは困難となる。⁽⁴²⁾この事例にみられるように、農民が事柄の相互作用を知ることができるのは、それが具体的場面において直接に实际的に判断されるからであろう。従って、直接的場面を越えた、更に時間というかなり抽象性の高い観念操作を伴う全体の相互作用の認識はこのような直観→直接的経験に支配されている思考形式から生ずることもありえないし、ましてこの認識に基づいた改良の必要性は理解されない。

以上のように、労働対象の固定→不変性、労働手段の伝統的経験依存性は直観→直接的経験に支配された思考形式を、かかる労働過程に最も適合的なものとして、再生産する。従って、かかる思考形式は決して農民に生得的なものではない。それは、賦役という農民にとって中核的な社会的実践のいわば必然的な産物であったと考えるなければならない。

それでは、かかる思考形式はいかなる実践的形式、換言すれば行動様式を産み出すのか。これについては労働過程における管理体制と領主と農民との間の生活関係の二つの局面から順次考察される。

(3) 直営地賦役における管理体制は、指定された時間内に、義務づけられた賦役を処理させることを任務としている。従って、賦役の監督と領主或いは経営管理人に対する反抗を含めた義務不履行者に対する懲罰の執行がかかる管理の中枢を成している。これについては既に(-)節でALLRの諸条文(II部七章二七、二二二、二二三、二二六条)によって確認しており、ここで改めて縷説する必要もないであろう。そこで、次に、かかる管理の実態を一、二の事例によって瞥見することとしたい。

王領地についてみると、管理体制は一七七〇、一七七七年の司法改革においてもその重要な対象となっている。これまで王領地ベアムテは行政・民事の裁判権を所有していたが、一七七〇年に民事裁判権を失なう。同時に、王領地司法局が新設されて、ベアムテの管轄権は経営・警察事項に限定される。⁽⁴³⁾その結果、ベアムテは、従来と変りなく、一七二八年奉公規定、一七六七年奴婢規制令に基づいて直営地における監督・懲罰権を保持した。ところが一七七七年にベアムテのこの権限は王領地司法局の司法官に移行される。その理由は、ベアムテがその権限を拡大適用し、乱用している事態を抑えることにあつたのである。この権限移行に伴って、農民の「怠業、不良、反抗」に対する処罰規定もシュパーニッシャーマンテルと拘留刑に限定され、⁽⁴⁴⁾火あぶり^{シムス}と殴打は禁止される。後者の殴打刑については、例えば棒打が一七四八年の勅令で禁止されているように、既に禁令が出されている。それにも拘わらず、ここで改めて禁止された背景にはこの二つの処刑がベアムテに乱用されて、受刑者の健康・生命自体に危害を加えられた件数が、カマー以上の上級機関で掌握された数でも、決して少なくなかった、という事実が存在し

ていたものと推定される。事実、一七七七年の規程が管区のかかる現状をどの程度規制したのかについても、ヘニングは一七九〇年九月のブランデンブルク管区の事件をあげてかなり否定的な評価を与えている。事件は二件あって、一件は、ヴァンギットの下僕ヴィデルベルクが管区監督官にその耕作の状態が不良であるという理由で殴打されて賦役不能となり、ヴァンギットの農民によるケーニヒスベルクのカマーへの告訴に発展したものである。直ちに王領地司法局書記の立会の許で検証が実施され、農民はヴィデルベルクの耕作状態は決して不良なものではなく他と変わらない、もしこれで殴打されるならば全ての耕作がその対象とならざるをえないと主張したが却下された。他の一件は、ゾリッケンの農民プランクがやはり耕作不良という理由で司法官の判決を待たずにベアムテによって二時間のシュパーニッシュマンテル刑を科せられ、これを不服としたゾリッケンの農民がカマーへ告訴したものである。この件も司法官によって即刻調査が開始されたが、告訴には「完全に正当な理由がある」と認められたにも拘わらず、ベアムテに対する非難に穏当性を欠くという理由で却下されたのである。⁽⁴⁶⁾ところで、ヘニングの公文書に基づく分析によると、一七七三—一八〇四年の間に世襲隸民制は「意義を失」⁽⁴⁶⁾なっている。その結果、一七八四年に王領地小作は管区隸民の措置策再導入をカマーに要請し⁽⁴⁷⁾前述した一七八四年一〇月二十九日の公告が特別に命令されている。一七七七年の規程は、この事実と共に、世襲隸民制の弛緩・廃止とほぼ照応して、懲罰主義管理の公権的制度化を促進する意義を担うことになり、結果的に、先の事件にみられるように、ベアムテに対する規制力をもちえなかったものと推定されうる。このように、王領地で一八世紀七〇年代以降も峻厳な監督・懲罰主義管理が依然として牢乎として抜き難

いほどの蔓延を示していたことは見紛べくもなく明らかであろう。一方、貴族領に目を転ずると、ここでは周知のように貴族がその領主裁判権を民事警察裁判で「無制限」に行使していた。⁽⁴⁸⁾従って、貴族領直営地における管理体制は王領地のそれに比べて遙かに厳しいものであったと直ちに想起されよう。但し、この全体的な相貌については史料が僅少⁽⁴⁹⁾で十分に描き出すことができないので、一、二の特徴的な史実によって、その事実を確認しておこう。貴族領における奴婢強制奉公は一七七三年の勅令で、その期間が初めて五年に制限される。——尚、契約雇農・日雇及び既婚下僕も三年間の奉公を義務づけられた。⁽⁵⁰⁾それ以前では殆ど無制限の義務であった。かかる隸民の人格権上の拘束は領主によるその売却において極限に達する。勿論、一八世紀において領主はその隸民を奴隸と同様に物件として処分する権限を認められていなかった。但し、土地の譲渡は売却とみなされていたので、この場合には隸民の人格権上の拘束も譲渡される。しかし、一八世紀前半、「領主はその隸民を他人に貸し出す権限のみならず、勝手に売却・交換及び抵当にする権限も有する」と解釈される場合が決して少なくなかった。⁽⁵¹⁾これは現実に隸民のみの売却が存在していたことを反映するものである。例えば、一七四四年五月二日付「ケーニヒスベルグスブラット」紙上に匿名で七名の「隸民売ります」の広告が載せられたが、実は、この匿名主はハウプトアムトラインのアムツハウプトマン・フォラーであった。即ち、後の郡に当るハウプトアムトの司法の最高責任者アムツハウプトマンこそ売却主であったのである。⁽⁵²⁾こうした史実の他に、隸民に対する処遇の二事例を補充しておこう。一つは、一七二四年オレツコのシュタットゲン村で一八名の農民は領主に恭順しないという理由により「七週間鎖で繋がれ水とパンのみの食事」を許されたた

けであった、いま一つは、一七七〇年にモラットケン村の一教師はケーニヒスベルクで勉強しているその息子に衣類等を領主に無断で郵送せんとしたことにより平手で頬を打たれ、更に苔で殴打され、そして一週間鎖に繋がれて拘留された、とそれぞれ公文書で述べられているが、まさしく、その情景を彷彿とさせるであろう。こうした抑圧的処遇は、一七九九年五月一日の命令オルゲーによって、「怠惰な、秩序に従わない、反抗的な僕婢に対して、従来の首枷(女性)、監禁(男性)の処罰が使用される場合、これは一―二時間に限定されるべきである」という規制が出されていることから想起しても、一八世紀末に至るまで依然として領主の恣意に委ねられていたと考えることができる。このように、少なくとも一八世紀の私領地区域における隷民の人格権上の地位がまさしく「再版農奴」と称されることとの状況にあったことは以上の史実のうちに浮彫的に看取されるのである。

ところで、ヘニングは、特に一七八六年一月八日の公告が「隷民の不服従と反抗」の存在を認め、更にラント司法委員会に隷民の領主告訴を抑えるように命令した二点によって、一八世紀末の隷民が一方的に被支配・服従の状況に置かれていたのではなくその「権利を主張し且つ実現する状況にあった」と分析している。この最後の見解の評価についてはわれわれの問題の外におくとして、世紀転換期における「隷民の不服従と反抗」の存在は既に何人かの史家によって指摘されている。これら指摘された内容から、先ずわれわれの目をうつ顯著な事実にかかる「不服従と反抗」が一八世紀九〇年代以降東部各地で「騒擾」の事態に発展したこと、その直接的原因ないし目的が賦役における抑圧的処遇除去及び賦役拒否にあったということである。従って、賦役―抑圧的処遇が領主、隷民両者の利

害対立のいわば焦点を形づくっていた事実におのずから想到するのである。このことを王領地における抑圧的処遇が隷民を労働不能に陥し入れた史実を新たに考慮に入れて別言すれば、かかる管理体制は、意図的・恒常的であるため、隷民の人間性を決定する程の機能を具有するものであった、ということが出来る。一八世紀末の上記の事態はかかる人間性を最も極限的な、画然たる姿をもって立ち現わせしめ、公権力、領主そして隷民にそれぞれ肯定的・否定的に意識せしむることとなったのである。それは、同時に、当時の識者の目にも既にはつきりと映じていたのであって、次に再びガルフェ等の観察からこの人間性の実像を描き出してみよう。

管理体制の特徴をここで改めて指摘するならば、それは、ガルフェの恰好な表現を借用すると、「抑圧的体制」と「長時間拘束」にあった。その上労働は、既に見たように、「身体に厳しい、機械的労働の反復」であった。そうした条件のもとにある隷民の姿容をガルフェは「半日、畑にじっと、声を出すこともなくかがみこんでいる」と描いているが、まさしく、その情景を彷彿とさせるであろう。ガルフェは、更にそうした労働の連続によって「肉体の各器官の疲労」は勿論「頭脳の疲労」も日常的に極限にまで高められているという事実をも徹しつづ、続けて人間は現在の状況よりも「便利・快適」になりたいという「欲望」ないし「指向」に「動機」づけられて行動するという視点からするとかかる隷民は「空腹や外的強制」以外の動機では「動かなくなり」、その結果「身体を動かす第一歩のみはかなり大変」となるが、「しかし一旦動いたら後は機械的に働き、仕事に喜びと楽しさを感じる場合よりも休まなく仕事をする」と分析している。その時の「頭脳」の「不活発」はもはや如何ともしがたいほどになっているのである。

このように、「外的強制」は、この点もまたガルフェの鋭い洞察によると、隷民の労働に対する自由な意志を否定し、喪失せしめる⁶⁹。従って、隷民がこの「外的強制」に従うことができるためには、彼は「外的強制」を、その種類と内容の如何を問わずに、常に自己の行為の格率のごとく受け容れていなければならない。そうした有様も上段のガルフェからの引用箇所からだけでも彷彿せしめられるであろう。ここでいう「頭腦」の「不活発」とは、身体の慢性的疲労に起因するのみでなく、まさしく、直接の実体験ないし実践場面に依存する——そこから逃れられない——思考形式の決定的な特徴に他ならない。この想定のもとに更に論歩を進めれば、かかる「外的強制」さえも直接の実体験として受け容れられるものとなる。否、寧ろ、この「強制」は慣行となつて隷民の実践場面に組み込まれ、彼の行為が依存しなければならない経験的事実となる。その結果、彼の行為はこの「強制」に、その内容を問うことなく、機械的に従わざるをえなくなる。即ち、「強制」なくして行為は成立しえなくなるのである。このように、あの思考形式⁷⁰がもたらした一つの帰結は、「農民は義務でなければ、手も足も動かさない」という行動様式に他ならなかったのである。

以上の分析の結果、一八世紀の私領地における隷民の行動様式についてある程度の輪郭が浮かび上つてきたと思われるが、この行動様式に関連して、なおここで次の点について言及しておかねばならない。それは、この行動様式は賦役過程の内に世代を越えて再生産されるものなのであるが、その過程がそうした機能を常に鞏固に維持しえていたという分ではない、という点である。これに関しては、既に指摘したように、特に一八世紀末頃に頻発したあの「騷擾」を想起するならば、自と明らかにならう。従って、それ故にこそ、こ

の機能の再編強化が領主にとってゆるがせにできない課題として自覚され、そうした時に管理体制の強化が企図されることになるのだが、しかしそれはもはや「外的強制」による機械的服従を強化することだけでは事態に対応しきれなくなっていた——あの抑圧的処遇拒否・賦役拒否を想起されたい——。その結果、この行動様式を隷民のいわば主体的・自覚的な行動規範に道徳規律に転換する方向が、隷民制の弛緩に即応しつつ、いよいよ明瞭になってくるのである。その具体的規律については、例えば既述したALRの条文では、「隷民はその領主に忠実、畏敬及び従順の義務を負う」(II部七章一三三条、傍点は引用者による)、「領主は隷民から忠実と隷民制の宣誓による誓約を求める権利を有する」(同一三五条、傍点は引用者による)となつている。但し、後者の「誓約」については既に一七一九年の勅令でとり決められている。従って一三五条の「誓約」は上記の理由から条文化されたのではないという解釈も当然予想される。しかし一八世紀初頭における誓約は「宣誓的な意味を有するにすぎなかった」⁷¹のである。ともあれ、そうした転換の方向は一八世紀後半期に次第に顕在化してくる、とここではひとまず推定しておく。それを傍証する恰好の史料としてロヒューの *Der Kinderfreund. Ein Lesebuch zum Gebrauch in Landschulen* 1776. 1. Teil. をあげておく。ここでは、「忍耐、誠実及び勤勉」と並んで「人は従順でなければならず、不平をいってはならず、自分の意志を通そうとしてはならない」が「良き」農夫、下僕、下婢の道徳規律として説かれているのである⁷²。

さて、以上一八世紀における私領地隷民の思考形式と行動様式を賦役過程に焦点を合せつつ分析した結果、一応次のような結論を取りまとめることができる。第一は、思考形式に関してであるが、当

時の生産手段の固定性・不変性及び伝統的経験依存性は直接の実体験に支配された思考形式を再生産し、この思考形式は直観・経験を唯一の存在の根拠とする特質を有するため、外的強制＝機械的服従という社会関係さえも所与の事実として受け容れるということである。第二は、右の思考形式に関連して、賦役過程における「抑圧的体制」と「長時間拘束」とによって、隸民自身の「有機的構造によって与えられるリズム」は否定されて、「外的強制」によってのみ動機づけられる機械的な行動様式が必然的に再生産されるということである。第三は、この行動様式は、隸民制の弛緩に即応しつつ、隸民自身が主体的・自覚的に自己形成すべき忍耐・誠実・勤勉・従順・自己否定といった行動規範＝道德規律として、隸民自身の内面的態度の内に領主に対する絶対的服従を正当化するイデオロギーに転換されるとのことである。

このように、一八世紀私領地における賦役＝労働過程は、ガルフェが鋭く指摘したように、隸民が「教え込まれる殆ど唯一の手段」であったのであり、次章で考察される共同体教育体制とともに、隸民の人格を形づくる決定的な機能を有していた、と考えることができるのである。従って、K・ベーム及びA・ヴァルトが直営地賦役を「厳格」な学校と表現したのは、事柄の比喻だけでなく、事実そのものとしてそうであったからに他ならない。そこで次に、領主に対する絶対的服従がいかにして隸民の内面的態度の内に日常的に正当化されたのかについて考察されなければならない。

[4] 隸民の日常生活を決定的に特徴づける領主＝隸民関係、即ち「家父長制的関係」の実体は、K・シュピースの詳細な研究によると、「家父長制的保護関係 patriarchalisch = fürsorgliches Verhältnis」である。⁽⁴⁾この関係は領主と隸民との間の賦役＝保護とい

う双務義務から生ずるものである。シュピースは領主の保護義務の内、(一)全ての生活・労働用具と葬具の貸与、(二)住居の新築と修繕、(三)賦役時の給食、(四)窮状・病氣時の賦役と地代の免除、(五)窮状時の扶養、(六)租税の代行、の六点を家父長制的関係を確定する基準とみなしている。⁽⁵⁾そしてシュピースは、農民解放開始直前のブランデンブルクを分析して、これらの保護が窮状時にも限定され日常的な保護関係が実質的に解体している、従って家父長制的関係の存在も確定できない、と結論づけている。⁽⁶⁾しかし、この限定的保護関係をもって直ちに家父長制的保護関係の解体と家父長制的関係の存在の否定を導びく立論はかなりの問題性を残しているように思われる。例えばALRの関係条項をみてみよう。確かにここでも領主の保護義務は例えば住居・家畜・収穫物の損失といった窮状時に制限され(II部七章一二二条)、賦役免除についても次にあげる五点の窮状時に限定されている——(一)住居又は納屋の焼失(同四三五条)、(二)畜役用家畜の被害(同四三七、四三九条)、(三)疾病(同四四〇条)、(四)妊娠(同四四二条)、(五)死亡(同四四三条)、更に火災・疾病による牽畜の損失に伴う地代免除(同四八八、四九〇条)も定められている。但し、現物給付免除は認められていない。このように、後者を考慮に入れても、ALRが保護義務に制限を加えていることは看取されよう。この点に上記のシュピースの見解が適用されるならば、ALR II部七章は家父長制的領主＝農民関係を著しく弱めているか或いは否定しているという結論が導びかれることになる。ところがALR II部七章は、既に本章(一)、(二)節で指摘したように、この結論とは逆の、家父長制的関係維持・強化の方向を立法化している。この問題性を、更に具体的に、一七八八年に賦役農民G・ホルンと領主マウエンとの間に取り交された契約文書(Contrakt für den

Scharwerkbauer Gottfried Horn in Schneiderin vom 1. April 1788.)に基いて明らかにしておこう。これによると、ホルンは領主マウエンに畜役・手役の義務を負うのであるが(一条)、その際の保護の契約はシュピースがブランドンブルクで明らかにした内容よりも更に後退する。即ち、(一)夏・冬季賦役時の食事はホルンの自弁とする(二、三条)、(二)ホルンはその家の屋根、壁等を自分の責任で適切な状態に管理する義務を負い、そのための資材を無償で得ることができる(六条)。従って、ここでは領主自ら隷民の家の「壁の穴を全て数え」修繕するような義務は全くない。差し当りこの二点に限定するならば、確かに、シュピースが指摘するような領主の保護義務の解消が看取される。しかしその一方、ホルンに対する生活・労働用具——(一)小麦六シェフェル、ライ麦二二シェフェル、大麦四シェフェル、豌豆二シェフェル、大豆二シェフェルの各種子、(二)豚・羊各四頭、ガチョウ五匹、雌鶏四匹、雄鶏一匹、雄馬、雌馬、雄牛・雌牛各一頭、(三)大八車、木材運搬ソリ、馬鍬二本、鋤、推肥用三叉、干し草用熊手、大鎌各一本、切り藁収納箱一個、馬具——貸与について制限条項は記されていない。本契約の第二の特徴は次の点にある。即ち、ホルンは「領主…に対して誠実、勤勉且つ従順、努めて謙虚に振舞い領主の前貸用具の管理に注意を払うことを約束する」(一一条)、従って賦役に当って「誠実、勤勉且つ従順に振舞い、領主或いはその監督者に対して強情な反抗的態度をとってはならない…もしこれに違反したならば厳罰に処せられる」(一二条)⁽⁷⁸⁾。

以上のALR及び本契約の条項を総合しつつ、われわれは家父長制的関係を規定する要因について一応次のような推定を下すことができるであろう。即ち、あのシュピースの六点の基準のそれぞれは家父長制的関係の強度を標示するが、その内の生活・労働用具の前

貸制度こそがこの関係の特徴づける決定的要因になっている。その理由は、自己の生活・労働維持に不可欠な手段が、まさしく窮状時にあっても、貸与されることが隷民自身の生活と生産労働に対する自己決定、自由な自律性を剝奪し、その結果、貸与という恩恵に誠実・勤勉・従順をもって応えるという人格的な恭順の関係が隷民のかかる非自律的な内面的態度の内に否応なしに正当化されることになるからである。

ところで、上記の貸与に関する保護義務は、一八世紀前半でみると、一七八八年の契約条項よりも遙かに徹底している。その一例を次にあげておこう。一七〇九年東プロイセンラウニック私領地において賦役農民は日常生活用品として、賦役時の給食の他に、靴九足、小麦二ラスト(約三三〇リッター)、大麦・燕麦・豌豆各九シェフェル、塩、豚六頭、下婢に亜麻布二反、童僕に靴、白リンネル、そして全員に衣類が給付されている。特に衣類についてみると、一七一五年では、肌着、ズボン、帽子、上着、亜麻布、乗馬用革ズボン、ネッカチーフ、上っ張り、女性には更に靴下、ヴェールがそれぞれ給付されている⁽⁸⁰⁾。従って、一八世紀前半期における「家父長制的保護関係」の鞏固さがこれらの給付品目から看取されうるであろう。そして、同時にこの関係は領主と隷民との間の支配||服従関係の体的堅固さをも反映しているといえよう。

しかしながら、一八世紀後半、とり分け八〇年代になって、抑圧的管理及び賦役拒否に象徴されるように、支配||服従関係の体的鞏固さも弛緩することは必至であった。加えて、保護に必要な経費負担が領主の経済的能力を圧迫しノイマルクの私領地K・F・v・ベネケンドルフがこの保護義務を「領主にとってこの上ない有害且つ負担となる慣行」と難じ保護対象の限定||縮少を表明せざるをえ

なかつたように、例えばミッテルマルク及びブリークニッツで八〇年代に保護義務は家屋・納屋の全焼、全収穫の二五%の損害、賦役用家畜の損失に限定される。⁽⁸⁷⁾ シュピースはこれを「家父長制的保護関係」の解体とみなしているが、しかしこの評価については首肯しがたい。寧ろ、この事態は、ベネケンドルフが指摘するように、「領主と隷民との間の幸福な融合」⁽⁸⁸⁾を基軸とする家父長制的関係の弛緩に他ならない。⁽⁸⁹⁾ 従って、この修復こそが私領主層にとって緊急な課題となってくるのである。その場合、当然のことながら、以前の制度を再生することは本来的に不可能であつたため、隷民の内面的態度の内に新たな秩序原理が構築されなければならなかつたのである。そこで、以上の考察をふまえて、改めて一七八八年の契約のもつ意味を分析すると次のように示すことができる。領主は隷民に生活・労働手段を貸与することによって隷民自身の生命の維持と再生産の保障を将来にわたって付与する、そのことは隷民の心情の内にもまさしく恩恵の確実性を求める感情を喚起し且つ持続させるものと考えられ、この恩恵に対して隷民は誠実・勤勉・従順をもつて応える、その結果、領主と隷民との間の心情的一体感が隷民の内面的態度の内に形づくられることとなるのである。そうした隷民の内面的態度の内にある秩序原理こそが人格的な恩恵⁽⁹⁰⁾—恭順関係であつた、と推定することができる。

そこで、そうした恩恵—恭順関係を軸心とする家父長制的関係の全体としての相貌を次に描き出しておく必要があるが、その前にそうした関係の強化の必要性が特に一八世紀九〇年代以降にかなり一般的に認識されていたと思われる点を先ず簡単に確認しておこう。世襲隷民制廃止の「決定的な一歩」とみなされている一七九八年の総監理府と大法官V・ゴルトベックに対する勅令、更に世襲隷民制

のかなり形式的で漸進的廃止を骨子とした Gesetzkommission 報告(一七九九年)に対して総監理府は明らかに領主層の意向を直接的に代弁して全面的に反対するが、その一方で「領主と農民との紐帯」である「家父長的尊敬」の維持を強調しており、これだけでも上記の家父長制的関係の維持・強化が領主層の間でかなり強く意識されていたとする推定の十分可能なことがわかるであろう。そうした事実を考慮に入れつつ、この恩恵—恭順関係を軸心とする家父長制的関係の具体像を描き出すに当って、先ず、この関係についてのいわば公的な見解ともいべきものをあげておこう。それは *Jahrbuch der Preussischen Monarchie* 一七九八年七月号に掲載されたもので、次のようにのべられている。「本来隷民のそのオーブリヒカイトンに対する関係は子供の父親に対する関係であるべきである」⁽⁹¹⁾、それは「非常に身近な親しみの中に生まれる美しい調和」である、と。実は、このような家父長制的関係観は領主層及び何人かの史家に共通にみられるものである。例えば、ブリークニッツにおけるプトリッツの貴族で、三〇年戦争後その所領で農村学校教育の事業に尽力した貴族の一人としてW・ノイゲバウアによって紹介されているC・T・Fr・ガンスの家父長制像を紹介してみよう。それによると、農民は「家父長制的関係に慣れ、領主を常に農民に恩恵を与える人とみなして」おり、そうした生活の現状を「幸福に感じていた」⁽⁹²⁾。かなり自画自賛的な描き方であることは否みがないが、しかし一七四〇年当時で私領地区域における「悪の根源」が過酷な賦役体制にあつたという認識自体が一般的に「かなり新しかった」とみられている点を考慮に入れると、この描写は当時の領主層の家父長制的現状に対する判断を反映しているともみられなくもない。G・F・クナップになると、「真の旧来のユンカーであつた者は人情

味」を持っていた、「隸民は常に、生活のすべての状況において、慈愛ある領主を慕うべきである。領主区域は神の世界秩序の小さな似像であるべきである。領主は神のごとくその似像の中で全く賢明に且つ慈愛をもって活動し、全能者のごとくありつづける」とのべ、私領地区域における家父長制的体制のいわば理想型を描き出している。但し、この理想型がどの程度まで現実態を反映しているかについては論証しえないが、しかし私領地区域におけるこうした家父長制の世界がかなりの程度に隸民の内面的世界にも織り込まれていたことについては確認されなければならない。そのことは、これら兩者と反対の立場をとると思われるシュタイン、A・ヴァルト、ガルフェらの分析を対照することによって、一層明瞭さを増してくるであらう。シュタインは世襲隸民制が最も広範に存在していたオーパーラントのドーナ、デンホフ、クンハイム、カニツにおける「世襲隸民の状況は耐えられる程度で良好であり、困窮時ごとに援助してもらっているため、かれらにとつて人格的自由を求めることは好ましいものではないと思われていた」とのべており、あの恩恵＝恭順関係が隸民の内面的態度の軸心を成している有様が適格に指摘されている。この内面的態度に分析の焦点を絞ったヴァルトは更に鋭く、「常に領主に支えてもらっているということは農民を非自立的にし、農民から自己責任への刺激を奪った。即ち、経営意欲は領主に援助してもらえらるという見込の故に、促進されるよりもむしろ不具にされた」と分析している。特に、傍点を付した箇所内の剝奪の強さについては、ガルフェの次の指摘が参照されるべきである。即ち、この関係は「農民に、領主に対する憎しみを惹き起す代りに、寧ろ農民の自己経営と同じ時間に賦役をしなければならぬ」という冷酷さえも耐えられるようにした」と。

このように、恩恵＝恭順関係を基軸とする家父長制が隸民の内面的態度に及ぼした影響について、既にある程度の輪郭が浮かび上ってきたように思われる。そこには二つの特徴が見出される。即ち、第一は、隸民の最も基本的な生活・労働手段の非所有が隸民自身の自己決定、自由な自律性を剝奪し、その一方で領主によるかかる手段の貸与は隸民の心情の内に恩恵の感情を持続させ、そうした二つの作用が隸民の内面的態度に誠実・勤勉・従順といった非自律性、換言すれば領主に対する人格的隸属性を刻印づけることになった、という点である。第二は、そうした恩恵＝恭順関係が、特に「家父長制的保護」体制の弛緩に即応して、領主と隸民の支配＝服従関係を隸民の内面的態度の内に正当化する秩序原理となった、という点である。

(5) 以上の四点にわたる分析の結果を、われわれは次のように小括することができる。第一に、直営地賦役体制は労働過程と管理過程から編成され、思考様式及びこれに規定される行動様式を再生産する。同時に、この体制は領主と隸民の人格的支配＝服従関係によって貫徹されるのであるが、それは隸民の内面的態度の内に恩恵＝恭順関係という秩序原理として構築され、正当性をえる。このように、直営地賦役体制は隸民の思考と行動の様式を最も根底的に、構造的に規定する教育的機能を有するものであり、一方家父長制的体制は隸民のかかる行動様式に一定の型を与える機能を有し、この三者をもって家父長制的教育体制と称することについては決して不当ではないと思われる。一見無意図的に織り込まれているかのよう映る私領地区域の世界の外被を取り除いてみると、われわれの目前に現われてくるものは人格的服従関係の再生産構造の姿だということなのである。第二に、そうした家父長制的教育体制は、強制＝

權威に対する盲目的・機械的服従と同時に自卑・忍苦という自己決断の主体性を欠く非自律的な行動類型を隷民の世代を貫いて再生産した、ということである。

最後に、以上の小括に関連して、なお次の二点について言及しておかねばならない。第一は、かかる行動類型が私領主経営に最も適合的な労働力であった、換言すれば、私領主経営に必要な基礎的労働力はこの家父長制的教育体制、特に僕婢強制奉公のもとで養成された、という点である。従って、クリューニッツが「農業経営の知識は村落学校で教えられうるか」という問題に対して「この実施は時期早尚」で経営の實際がこれに代りうる」と指摘したこと⁽⁹⁷⁾、更に、既述したモールンゲンクライスリッターシャフトの「奉公が学校だ」という見解の表明は、以上の観点からすると、まさしく事実との整合性をえていたのであり、このことが私領主層の就学に対する拒否的態度の背景をなしていたのである。第二は、それでは、こうした私領主層の現実的な根拠に基づく拒否的態度が鞏固に現存するにも拘わらず、何故にプロイセン絶対主義公権力はその目前に立ちはたかる恐ろしく巨大な障壁を乗り越えてまで強制就学の政策実現を計らなければならなかったのか、という点である。これを論ずることは既に本稿の対象を越えているが、ここでは、この政策の分析に当たって、序論で指摘したように、支配の二重構造と統合化の問題が軍制改革、教会政策と複雑に絡みあって大きな意義をもって立ち現われてくる点を示唆しておくに留めておきたい。⁽⁹⁸⁾

注

- (1) R. Stein, *op. cit.*, S. 291.
- (2) Fr.-W. Henning, *Herrschaft und Bauernuntertänigkeit. Beiträge zur Geschichte der Herrschaftsverhältnisse in den ländlichen Bereichen Ostpreußens und des Fürstentums Paderborn vor 1800*, in: *Beiträge zur Jahrbuch der Albertus-Universität zur Königsberg/PR. XXV. Holzner-Verlag Würzburg 1964* (以下 Nr. 2 以下記す) S. 111.
- (3) Fr.-W. Henning, *Bauernwirtschaft und Bauerninkommen in Ostpreußen im 18. Jahrhundert* (以下 Nr. 1 以下記す) S. 125.
- (4) Fr.-W. Henning, Nr. 2, S. 175.
- (5) Fr.-W. Henning, Nr. 1, S. 120ff.
- (6) Fr.-W. Henning, Nr. 1, S. 123f.
- (7) Fr.-W. Henning, Nr. 1, S. 129.
- (8) Fr.-W. Henning, Nr. 1, S. 127f.
- (9) Fr.-W. Henning, Nr. 1, S. 131.
- (10) Fr.-W. Henning, Nr. 1, S. 133.
- (11) Fr.-W. Henning, Nr. 2, S. 122. Harmut Harnisch, *Bevölkerung und Wirtschaft. Ueber die Zusammenhänge zwischen Sozial-ökonomischen und demographischer Entwicklung im Spätfeudalismus*, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1975 I. Teil, S. 73.
- (12) K. Böhme, *op. cit.*, S. 43f. 更に、藤瀬前掲書一四〇—一四九頁参照。
- (13) 同前、Fr.-W. Henning, *Landwirtschaft und ländliche Gesellschaft in Deutschland 1750—1976*, Paderborn 1978. (以下 Nr. 3 以下記す) S. 58.

- (14) R. Stein, *op. cit.*, S. 312-314. 藤瀬前掲書一四二—一四四頁。
- (15) R. Stein, *op. cit.*, S. 318.
- (16) 藤瀬前掲書一四四頁。
- (17) Fr.-W. Henning, *Nr. 2*, S. 145.
- (18) Fr.-W. Henning, *Nr. 2*, S. 94. 尚、後述八頁を参照。
- (19) Fr.-W. Henning, *Nr. 2*, S. 145f.
- (20) Fr.-W. Henning, *Nr. 2*, S. 158.
- (21) Marie Rumler, *Die Bestrebungen zur Befreiung der Privatbauern im Preußen 1797-1806*, in: *Forschungen zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte*. 37. Bd. 1925, S. 32.
- (22) Ch. Garve, *op. cit.*, S. 7.
- (23) 前稿について坂井栄八郎教授(東京大学、「ドイツ近代史」)より、本稿の立論の根幹にかかわるご指摘を拝受することができた。ここに謝意を表する次第である。それは「ここで使用されている「教育」の用語について、「制度的な意味から比喩的な意味まで様々に使われ」厳密性を欠いている、という点である。そこで、「ここでは差し当りの用語の限定を提示しておかなければならないが、これは本稿の意図と密接に関係するために、それに先だって、この意図についてごく簡単にのべておきたい。

本稿の最終意図は、序論で示したように、一八世紀プロイセン教育政策を最も本質的に規定するところの社会的教育現象の実体を、東プロイセン私領地区域に限定して、説明することにある。そしてこの研究課題の背後には、一八世紀プロイセン農村社会に農民を対象とする強制教育機関が何故に発生しなければならなかったのかという農村学校の社会的機能を改めて根本的に問い直す意図が伏在している。そうした研究課題を設定しているために、一八世紀私領地区域における隷民子女の就学不振の原因として研究史上の通説となつてゐる私領主の就学に対する拒否的態度及び両親の「頑迷」「否定的、或いは無関心な態度」の再検討が不可欠となり、その結果

私領地区域に営まれてゐる人間形成の最も決定的な機能の存在に着目すると同時にその別出の必要性について認識するに至つたのである。従つて、本稿で使用されてゐる「教育」の用語は、「人間を、その所屬してゐる最も基本的な社会関係—実践において、意図的・計画的に、同時に(半)制度的に、その思考・行動様式、即ち人格の形成を統制・方向づける機能を意味してゐる。

- (24) Ch. Garve, *op. cit.*, S. 59.
- (25) Ch. Garve, *op. cit.*, S. 7.
- (26) 藤瀬前掲書一四〇—一四一頁。
- (27) Fr.-W. Henning, *Nr. 3*, S. 48.
- (28) Fr.-W. Henning, *Nr. 3*, S. 72-82.
- (29) Hans-Heinrich Müller, *Domänen und Domänenpächter in Brandenburg-Preußen 18. Jahrhundert*, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*. 1965, 2, Teil, S. 156.
- (30) H.-H. Müller, *op. cit.*, S. 154f.
- (31)(32) Fr.-W. Henning, *Nr. 3*, S. 82. 更だ、H.・ハウスホーファー「近代ドイツ農業史」三好正喜、祖田修次訳、未来社、一九七三年、一〇五頁参照。
- (33) H.-H. Müller, *op. cit.*, S. 161-171.
- (34) Manfred Heinemann, *Schule im Vorfeld der Verwaltung. Die Entwicklung der Preussischen Unterrichtserwaltung von 1771-1800*. Göttingen 1974, S. 113.
- (35) H.-H. Müller, *op. cit.*, S. 177.
- (36) Fr.-W. Henning, *Nr. 3*, S. 66.
- (37) Ch. Garve, *op. cit.*, S. 7f. 傍点及び引用者による。
- (38) A. Wagemann, *Ueber die Bildung des Volkes zur Industrie*. Göttingen 1791, S. 28.
- (39) Anton Friedrich Busching, *Beschreibung seiner Reise von Berlin über Potsdam nach Reckahn Brandenburg, welche er vom*

- dritten bis achten Junius 1775 gelhan hat. Leipzig 1775. S. 283f.
- (9) D. Johann Georg Krünitz, *Oekonomisch = technologische Encklopidie oder allgemeines System der Stats = Stadt = Haus und Land = Wirtschaft, und der Kunst = Geschichte, in alphabetischer Ordnung*. 61. Teil. Berlin 1793. S. 436.
- (10) J. G. Krünitz, *op. cit.*, S. 93.
- (11) M. Heinemann, *op. cit.*, S. 113.
- (12) Fr.-W. Henning, Nr. 2, S. 91f.
- (13) Fr.-W. Henning, Nr. 2, S. 93.
- (14) Fr.-W. Henning, Nr. 2, S. 94f.
- (15) Fr.-W. Henning, Nr. 2, S. 139.
- (16) Fr.-W. Henning, Nr. 2, S. 140.
- (17) Fr.-W. Henning, Nr. 2, S. 97.
- (18) Fr.-W. Henning, Nr. 2, S. 146.
- (19) Fr.-W. Henning, Nr. 2, S. 158.
- (20) A. Kern, *op. cit.*, S. 159f.
- (21) R. Stein, *op. cit.*, S. 253.
- (22) Fr.-W. Henning, Nr. 2, S. 151.
- (23) R. Stein, *op. cit.*, S. 267.
- (24) F. Vollmer, *op. cit.*, S. 238.
- (25) R. Stadelmann, *op. cit.*, 4. Teil. PPS. 30. Bd. Leipzig 1887. S. 60.
- (26) 一七二二に設置されたハウントプムトの司法委員会に代つて一七八一年に二委員会が新設される。尚、この上級機関はケールホルンタの高等ランナ司法委員会である(Fr.-W. Henning, Nr. 2, S. 102.)
- (27) Fr.-W. Henning, Nr. 2, S. 104f.
- (28) G. F. Knapp, *op. cit.*, 1. Teil, 1857. S. 69. R. Stein, *op. cit.*, S. 346. M. Rumler, *op. cit.*, S. 180. 及川順「プロセイン」『農民解放』と農民運動」山口大学経済学雑誌第三巻第五・六号一九七四年。藤瀬前掲書一五二—一五三、一六〇—一六一、一六三—一六五頁。
- (29) 及川前掲論文三二四—三二五頁。
- (30) R. Stadelmann, *op. cit.*, 4. Teil. PPS. Nr. 31. S. 219ff.
- (31) R. Stadelmann, *op. cit.*, 4. Teil. PPS. Nr. 18. S. 209. Nr. 31. S. 219ff. 藤瀬前掲書一五二—一五三、一六〇—一六一、一六三—一六五頁及び及川前掲論文二五五頁参照。
- (32) Ch. Garve, *op. cit.*, S. 28f.
- (33) Ch. Garve, *op. cit.*, 23f.
- (34) Ch. Garve, *op. cit.*, S. 23. J. G. Krünitz, *op. cit.*, 60. Teil. S. 380.
- (35) Ch. Garve, *op. cit.*, S. 23.
- (36) Fr.-W. Henning, Nr. 2, S. 128.
- (37) Friedrich Eberhard von Rochows *Samtliche Pädagogischen Schriften*. Hrsg. von Fritz Jonas u. Friedrich Wienecke. 1. Bd. Berlin 1907. S. 152f, S. 161, S. 169f, S. 176.
- (38) この表現は「M・ヴェーバー『文壇の社会学』」世良晃法訳『創文社一九八四年』三七頁より借用。
- (39) K. Spies, *Gutsherr und Untertan in der Brandenburg zu Beginn der Bauernbefreiung*. Berlin 1972. S. 3.
- (40) この具体的語句は「東プロシヤ王領地」私領地とよ次のものりである。穀物、家畜、馬勒、狩猟犬、鞍、荷車、櫓、馬鞍、犁、熊手、フタマタ鋤、切りワラ収納箱、ナイフ、鼻輪、銅製鍋、大鎌、長柄鋏、伐採用斧、大工用斧、垣根、長柄熊手、堆肥用熊手、一トン樽、半トン樽、机、椅子、寝台 (Fr.-W. Henning, Nr. 2, S. 169, S. 178.)
- (41) K. Spies, *op. cit.*, S. 20.
- (42) K. Spies, *op. cit.*, S. 115-152.
- (43) K. Böhme, *op. cit.*, Anlage II. S. 105f.

- (67) K. Böhme, *op. cit.*, Anlage II, S. 103.
- (68) A. Kern, *op. cit.*, S. 222f.
- (18) K. Spies, *op. cit.*, S. 135, S. 144, S. 150.
- (32) K. Spies, *op. cit.*, S. 99-112.
- (33) K. Spies, *op. cit.*, S. 115f.
- (34) K. Spies, *op. cit.*, S. 124.
- (35) 王領地における「基本的な生活・労働用具」の相続による無償譲渡は一七九〇年公告で表明されるが、この場合でも利益権がその対象となったに過ぎず、完全な私的所有とはなりえなかったのである。(Fr.-W. Henning, *Nr. 2*, S. 170)。一方、私領地についてみるならば、一八一一年九月一四日『領主―農民関係調整令』六条で調整の対象となつてゐる。
- (98) R. Stadelmann, *op. cit.*, 4. Teil. PPS, S. 26f. 2. Teil. 25. Bd. 1885, S. 212f.
- (32) その可体臣内参事 R. Stadelmann, *op. cit.*, 4. Teil. PPS, S. 42-44. 参照。
- (38) R. Stadelmann, *op. cit.*, 4. Teil. PPS, S. 45-50.
- (33) Chronik der Provinzen, in: *Jahrbücher der Preussischen Monarchie*, Julius 1798, S. 389.
- (96) W. Neugebauer, *op. cit.*, S. 246f.
- (16) C. T. Freiherrn Gans, *Nationalcharakter des preussischen Volks und seine historische Entwicklung während des Königtums*, Leipzig 1843, S. 36.
- (32) C. T. Freiherrn Gans, *op. cit.*, S. 26.
- (33) Otto Hintze, *Zum Agrarpolitik Friedrichs des Großen*, in: *Forschungen zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte*, 10. Bd. 1898, S. 276.
- (35) G. F. Knapp, *Die Landarbeiter in Knechtschaft und Freiheit*, 2. Aufl., Leipzig 1909, S. 58.
- (56) R. Stein, *op. cit.*, S. 272.
- (96) A. Wald, *op. cit.*, S. 809f. 傍点は引用者による。
- (67) Ch. Garve, *op. cit.*, S. 105f.
- (86) J. G. Krünitz, *op. cit.*, 61. Teil, S. 753.
- (66) 尚、この政策については既に別の機会でもおこなつてゐる次の試論的研究を参照。「一八世紀プロイセン教育政策の基本的構造——村落共同体と学区——」(『子どもの人格と学力』第四卷所収 労働旬報社一九八七年)、「東エルベ農村社会と教育・宗教問題」(『西洋教育史研究』一一号一九八二年)、「J. Chr. Wöhrer の宗教政策の社会的背景——プロイセン『宗教令』(1788)の歴史的位置——」(小樽商科大学『人文研究』第六四輯一九八二年)

(一九八七年一〇月二八日受理)

Die Struktur der Landschulverfassung in Preußen im 18. Jahrhundert (II)

—Die Gutsbezirke in Ostpreußen
in erziehungsgeschichtlicher Bedeutung—

Mitsuo MASUI

RESÜMEE

Einleitung

1 Das Gutsherrlich=bäuerliche Verhältnis in erziehungsgeschichtlicher Bedeutung

- (1) Das Gutsherrlich=bäuerliche Verhältnis
- (2) Die Fronverfassung im Vorwerk und der Gesindezwangsdienst (die letzte Nummer)
- (3) Die Patriarchalisch=erzieherische Verfassung im Vorwerk

Die Fronverfassung im Vorwerk setzt sich aus dem Arbeits- und Verwaltungsprozeß zusammen. Die beiden Prozesse einwirkten entscheidend auf die Bildung der Denk- und Haltungsformen der Untertanen in den Gutsbezirken. Die Patriarchalische Verfassung, die K. Spies als das patriarchalisch=fürsorgliche Verhältnis bezeichnete, stellte das Gnädig= pietätliche Verhältnis als der Ordnungsgrundsatz in der inneren Haltung der Untertanen her.

Diese drei Faktoren reproduzierten generationenüberspannend die eigentlichen Aktionsmodell in Preußen im 18. Jahrhundert. Also können Wir das Ganze dieser drei erzieherischen Funktionen als die Patriarchalisch=erzieherischen Verfassung bezeichnen.